

柔道整復師の 施術を受けられる方へ



組合員証が使えるのはどんなとき

- ◆ 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき

※骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

- ◆ 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

〈負傷例〉

日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みが出たとき

こんなときは、組合員証が使いません

- ◆ 日常生活による単純な疲れ・肩こり・腰痛・体調不良
- ◆ スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- ◆ 病気（神経痛・五十肩・関節炎等）からくる痛み・こり
- ◆ 脳疾患後遺症等の慢性病
- ◆ 病状の改善がみられない長期の施術
- ◆ 保険医療機関（外科・整形外科等）で治療を受けながら同時に整骨院・接骨院で施術を受ける場合
- ◆ 数箇所の整骨院・接骨院で同時に施術を受けているとき

医療費の適正化のために

- ◆ 負傷原因（いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか）を柔道整復師へ正確に伝えてください。外傷性の負傷でない場合などに、組合員証は使えません。また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は、共済組合に連絡してください。
- ◆ 療養費は、本来、患者が窓口で費用の全額（10割）を支払った後に、組合員が共済組合にその費用の7割分の請求を行い、その支払を受けるものです（3割分は自己負担になります。）。
柔道整復師の施術（保険適用となるものに限る。）についても、このような仕組みで組合員が共済組合から療養費（7割分）の支払いを受けることが原則ですが、組合員が柔道整復師に対して療養費の受取りを委任すること（「受領委任」といいます。）によって、柔道整復師が組合員に代わって共済組合に請求を行い、その支払を受けることが認められています。この「受領委任」が行われていれば、施術所の窓口での患者の支払額が自己負担の3割分で済むこととなります。
組合員が柔道整復師に対して「受領委任」をするためには、施術を受けたときに「柔道整復施術療養費支給申請書」の受取代理人欄に、原則施術を受けた方の自筆による署名が必要となりますので、支給申請書の内容（負傷原因、負傷名、日数、金額）をよく確認した上で、署名してください（手首の負傷などにより自筆できない場合は柔道整復師等による代筆も可能ですが、その場合は施術を受けた方の捺印が必要です。）。
- ◆ 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。



- ◆ 今後も、施術日や施術内容等について共済組合からお尋ねすることがあります。
- ◆ 柔道整復師の施術を受けた時は、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録や領収書等を保管するなどして、ご自身で回答できるよう、ご協力をお願いします。